

## 諸規程

1. 役員規程
2. 役員選挙規程
3. 選挙管理委員会規程
4. 資産の管理及び会計に関する規程
5. 部・特別委員会規程
6. 役員の報酬等に関する規程
7. 会費等賦課徴収規程  
(会費等賦課徴収規程内規)
8. 磐周歯科医師会弔慰規程
9. 磐周歯科医師会 業務並会計監査規程
10. 磐周歯科医師会 分院等に関する規程

## 役員規程

(会則)

第1条 この規程は、磐周歯科医師会会則第15条及び第24条によりこれを定める。

(選出)

第2条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選挙により選出する。ただし、必要な場合は3名を限度として会長が理事として追加指名選任することができる。

2. 前項の指名理事は、総会において承認を得なければならない。

(選挙)

第3条 役員選挙に関し必要な事項は別に定める。

第4条 この規程は、総会の議決を経なければこれを定めることができない。

### 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。

2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。

## 役員選挙規程

(会則)

第1条 この規程は、磐周歯科医師会会則第15条第1項によりこれを定める。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 会則第5条の規程による正会員にして入会后60日を経過した者は選挙権を有する。役員及び被選挙権は入会后2年以上を経過した会員でなければこれを有しない。

(委任の禁止)

第3条 選挙権の行使は理由の如何を問わず委任を認めない。

(候補者及び届出、辞退)

第4条 選挙は、候補者についてこれを行う。

(1) 候補者はその氏名、生年月日、住所、診療する場所及び名称、略歴並に立候補の趣意書なお推薦候補者にあつては推薦者2名以上の署名捺印ある推薦書と本人の承諾書等を添えて選挙の10日前に本会に届出を要する。但し第6条の但し書により選挙日の通告期間が短縮された時は此の届出は選挙の前日迄で差支えない。候補を辞退した時には速やかに本会に届出なければならない。

(選出定数)

第5条 選出する役員の定数は、次によるものとする。

(1) 会長1名、副会長1名、理事8名及び監事1名

(選挙の期日)

第6条 選挙管理委員は選挙期日の10日前迄に選挙人に知らせなければならない。但し緊急の場合は期間を5日前迄に短縮する事が出来る。

(候補者の通知)

第7条 選挙管理委員会は候補者の指名を少なくとも選挙期日の5日前までに会員に通知しなければならない。

(演説)

第 8 条 候補者の演説又は推薦演説は各 2 分間以内とする。但し演説の順位はその申出の順による。候補者 1 名に対する推薦演説は 5 名以内とする。

(選挙の方法)

第 9 条 選挙は投票により行う。

2. 投票は、各選挙につき 1 人 1 票に限る

3. 第 1 項の規定に関わらず、選挙人の 3 分の 2 以上の同意があるときは投票以外の方法によって選挙を行うことができる。

(当選人及び無投票当選)

第 10 条 各選挙において有効得票の多いものから順次当選人を決める。

2. 候補者が定数を超えないとき、当該選挙の候補者である者は、投票を行うことなく当選した者と見なす。

(その他)

第 11 条 選挙の執行等に関しては総て選挙管理委員の指揮に従わなければならない。

(選挙の報告)

第 12 条 選挙管理委員会は当選者が決定した時は直にこれを議長に報告しなければならない。

2. 前項の報告を受けた議長は速やかにこれを議場及び会長に報告しなければならない。

(通告)

第 13 条 前条第 2 項の報告を受けた会長はすみやかにこれを当選者に通告しなければならない。当選者は正当の理由がなければ辞退する事が出来ない。若し当選の通告を受けてから 5 日以内に辞退の申出をしなければ承諾したものとみなす。

(選挙録の作成)

第 14 条 選挙管理委員会は選挙の顛末を記載したる選挙録を作成し議長に提出しなければならない。議長はこれを会長に渡し会長はこれを 2 年間保存しなければならない。

第 15 条 この規程は、総会の議決を経なければこれを變えることができない。

## 附 則

1. 本規定は、平成 24 年 5 月 20 日より施行する。
2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成 25 年 3 月 3 日）から施行する。
3. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成 27 年 2 月 1 日）から施行する。

## 選挙管理委員会規程

(選挙管理委員会)

第 1 条 本会に、選挙管理委員会を置く。

(任務)

第 2 条 選挙管理委員会は、本会の役員並びに県歯代議員及び予備代議員の選挙

に関する事務を管理する。

(選挙管理委員)

第3条 選挙管理委員会は、委員3名をもって組織する。内1名は互選により委員長となる。

2. 委員の任期は2年とする。

3. 委員は会員のうちから理事会が選出する。

4. 委員長は選挙管理委員会を代表し、その任務を統括する。

5. 委員は在職中本会のおこなう第2条に定める選挙に際し、その候補者となることはできない。

(責務)

第4条 選挙管理委員会は選挙が公明、かつ適正に行われるように努めるとともに、選挙の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を全会員に周知させなければならない。

第5条 この規程は、総会の議決を経なければこれを 변경することができない。

#### 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。

2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。

## 資産の管理及び会計に関する規程

(会則)

第1条 この規程は、磐周歯科医師会会則第46条によりこれを定める。

(予算)

第2条 収入支出の予算は、款、項、目に分ける。

(予算書)

第3条 会長は、毎年翌年度の予算案を編成し、総会に提出する。

(予算の目的)

第4条 経費は、予算の定めた目的外に使用してはならない。ただし同一款内各項の金額は相互に流用することができる。

(決算書及び監査)

第4条 会長は、会則第28条に定める総会までに、予算の様式に従い前年度の各会計に関する決算書を作成しなければならない。

2. 前項の決算書は、監事の監査に付し、その意見書を添えなければならない。

(職務分担)

第4条 次の事項は、会計担当理事が処理する。

(1) 諸収入の受納

(2) 経費の支出

(3) 物品の出納

(4) 物品の貸借

(予算の執行)

第4条 現金及び物品は、出納簿によりその出納を記載するとともに、予算整理簿により、予算残額と執行額を明瞭にすることを要する。

(帳簿)

第4条 会計処理のため、次の帳簿を備える。

- (1) 現金出納簿
- (2) 科目別予算整理簿
- (3) 会員別会費、負担金徴収台帳
- (4) 財産台帳
- (5) 物品購入簿
- (6) 備品台帳

第5条 この規程は、総会の議決を経なければこれを變えることができない。

#### 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。
2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。

## 部・特別委員会規程

(会則)

第1条 磐周歯科医師会会則第26条に依る部員は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(種別)

第2条 部の種別は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療管理部
- (2) 医療保険部
- (3) 生涯研修部
- (4) 第1公衆衛生部
- (5) 第2公衆衛生部
- (6) 福祉厚生部
- (7) 広報部
- (8) 会計部

(部長)

第3条 部長は理事が担当する。

(任期)

第4条 部の任期は本会の役員の任期に準ずる。

(任務)

第5条 部の任務は本会の事業の運営に参加する。

(特別委員会)

第6条 特別委員会は特別の事由がある時、総会の議決を経て会長がこれを設置することが出来る。但し委員の構成及び任務期は必要の限度迄とする。

2. 特別委員会は諮問機関として必要ある時は理事会で意見を述べる事が出来る。

第7条 この規程は、総会の議決を経なければこれを變えることができない。

#### 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。

2. この規程の一部變更は総会で承認された日(平成25年3月3日)から施行する。

## 役員の報酬等に関する規程

(会則)

第1条 この規程は、磐周歯科医師会会則第20条によりこれを定める。

(報酬額)

第2条 役員報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会 長	1ヶ年につき	120,000円
(2) 副会長	〃	40,000円
(3) 専務理事	〃	300,000円
(4) 理 事	〃	35,000円
(5) 監 事	〃	35,000円

(支給)

第2条 役員報酬は、年度末の3月に支給する。

(按分)

第4条 役員が任務期間内において、辞任された場合の役員報酬の金額は、第2条各号に定められた金額を在任月数に按分して支給する。

2. 前項の金額の算定にあたり、1ヶ月に満たない月は1ヶ月とし、千円未満の金額は千円に切り上げる。

(報償)

第5条 役員が任期を満了したとき、または任期中に辞任したときは、感謝状及び記念品を贈り報償する。

2. 記念品の金額は、総会の議を経て定める。ただし、任期期間内に辞任した場合の役員に贈る記念品の金額については、理事会に一任する。

第6条 この規程は、総会の議決を経なければこれを變えることができない。

#### 附 則

1. この規程は、平成24年 5月 20日より施行する。

2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。
3. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成27年2月1日）から施行する。

## 会 費 等 賦 課 徴 収 規 程

（会則）

第 1 条 この規程は、磐周歯科医師会会則第 8 条によりこれを定める。

（会員）

第 2 条 会費等賦課徴収規程上会員を次の 3 種とする。

- （1） A 会員 正会員のうち就業所の責任者（責任者が終身会員の場合その後継者）
  - （2） B 会員 A 会員と同一の就業所に勤務し責任者以外の正会員
  - （3） 準会員 会則第 5 条における準会員
2. A 会員が終身会員になった時は B 会員が A 会員に変わる。

（会費）

第 3 条 会費の年額は以下のように定める。年度の中途において B 会員、準会員に該当しなくなった場合でも当該年度は、既定の通り取り扱うものとする。

- （1） A 会員 60,000 円
- （2） B 会員 A 会員の 2 分の 1
- （3） 準会員 18,000 円

（賦課期日および徴収方法）

第 4 条 第 3 条に定める会費の賦課期日は毎年 4 月 1 日とし、次のごとく分割徴収する。

前 期 （ 4 月～9 月 ） 年額の 2 分の 1  
後 期 （ 10 月～3 月 ） 年額の 2 分の 1

2. 賦課期日後に入会したものに対しては、入会申込書を受理した時期より前項に定める額を徴収する。但し 10 月 1 日より次の年の 3 月 31 日までに入会した場合は前期分の会費は免除する。

（徴収猶予及び減免）

第 5 条 災害その他の理由により会費の納付が困難となった者に対し、理事会の承認により会費徴収猶予あるいは会費減免をすることができる。

（入会金）

第 6 条 入会金の額は、500,000 円とする。  
ただし、B 会員については 250,000 円とする。  
また準会員については免除する。

2. B 会員が A 会員に変わった時は、前項に定める入会金の差額として A 会員に変わった前日までの期間により、次に定める額を納付しなければならない。ただし、当該会員が引き続き会員として 5 年を経過し同一診療所の責任者となったときは、その納付を要しない。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 1 年未満の場合       | 250,000 円 |
| (2) 1 年以上 2 年未満の場合 | 200,000 円 |
| (3) 2 年以上 3 年未満の場合 | 150,000 円 |
| (4) 3 年以上 4 年未満の場合 | 100,000 円 |
| (5) 4 年以上 5 年未満の場合 | 50,000 円  |

(内規への委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、会費・入会金の賦課徴収に関し必要な事項は総会の議を経て別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成 24 年 5 月 20 日より施行する。
2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成 25 年 3 月 3 日）から施行する。

## 会費等賦課徴収規程内規

正 会 員		準 会 員
すべての権利がある		入会金 ——— 免除
A 会 員	B 会 員	会費 ——— 18,000 円
(1)就業所の責任者 (医療法人を含む)  [ 一診療所 一全額会員 の考え方 ]	(1)A会員と同一就業所に勤務する正会員  入会金  (a)B会員が同一診療所内で院長(責任者)になる場合は差額 25 万円の納付不要  (b)診療所を別個に持ち独立開業する場合は、差額 25 万円の納付を要する。  会費  (a)、(b)共に院長(責任者)になった時点でA会員となる。	県歯・日歯— 入会できない。  選挙権 なし 被選挙権 なし  総会の表決権 — なし (意見を述べることはできる)  本会主催の各種活動に参加出来る。 資料・情報の供給を受けることができる。 公衆衛生活動に協力できる。 すべての勤務医は当然入会である。 (法制化された卒後の研修歯科医は除く。1年間)

### 旅費規程

第 1 条 本会の役員、部員、委員及びその他の者が会務のために各種会議等に出席、又は出張するときは、会長の承認を得て旅費の実費を支給することが出来る。

第 2 条 この規程は、総会の議決を経なければこれを變えることができない。

#### 附 則

1. 本規定は、平成 24 年 5 月 20 日より施行する。
2. この規程の一部變更は総会で承認された日(平成 25 年 3 月 3 日)から施行する。

### 磐周歯科医師会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、本会会員及びその配偶者が物故した場合、本会としての弔慰について定めるものとする。

(金額)

第2条 会員またはその配偶者が物故した場合、本会からの弔慰は次によるものとする。

1. 会員が物故した場合には、弔慰金 30,000 円及び花輪一基（1万円相当）を贈る。
2. 会員の配偶者が物故した場合には、弔慰金 10,000 円及び花輪一基（1万円相当）を贈る。

#### 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。
2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。

## 業務並会計監査規程

(目的)

第1条 本会の監事が行う監査は、本会の運営、管理全般にわたり、その実態を的確に把握し、検討批判して、運営の合理化並びに能率増進に資するとともに、管理上の不正過誤を防止することを目的とする。

(範囲及び対象事項)

第2条 監査の範囲並びに対象は、主として次の事項とする。

(1) 業務並びに制度等に関する監査

- イ 会則、規程及び内規等の施行状況
- ロ 会議議事録の調査とその実施状況
- ハ 業務の運営状況
- ニ 役職員の職責に関する事項

(2) 会計経理に関する監査

監査は、年2回、主として次の順序により資産、負債、収入及び経費等の実状、帳簿突合わせ、証拠突合わせ、責任者に対する質問、その他の方法によって行う。

イ 帳簿の照合状況

会計帳簿の記帳、転記、集計の検討

ロ 帳簿、伝票その他証拠書類の記帳、作成整理、管理に関する事項  
以上の事項は次の項目について実施する。

- 1 現金
- 2 預金
- 3 未収金
- 4 借入金
- 5 仮勘定
- 6 繰延勘定

7 損益勘定

8 その他の勘定

ハ 物品購入管理、使用整理及び不用品処分状況

ニ 予算決算実額の比較状況

ホ 予算決算その他諸表比較対照

ヘ 資産の状況

(監査の実施)

第3条 実施監査を行おうとするときは、監事は監査計画に関し、会長の承認を得るものとする。

(監査報告書)

第4条 監事は監査の結果に関し、次の事項を記載した監査報告書を会長に提出しなければならない。

(1) 会費、入会金、負担金、交付金及び雑収入の収納の適否

(2) 会議費の経理に関する適否

(3) 事務費の経理に関する適否

(4) 事業費の経理に関する適否

(5) 現金、物品及び積立金の出納保管方法の適否

(6) その他経理に必要なと認める事項

(会議の報告)

第5条 監事は、監査の結果に関し、監査実施後最初に開かれる理事会に報告し、総会においても報告しなければならない。

第6条 この規程は、総会の議決を経なければこれを 변경することができない。

## 附 則

1. 本規定は、平成24年 5月20日より施行する。

2. この規程の一部変更は総会で承認された日（平成25年3月3日）から施行する。

## 分院等に関する規程

(申告)

第1条 入会時医療法人など同一の経営母体とみなされる複数の医院を持つ会員は理事会に申告をしなければならない。また入会后分院を開設する場合は6ヶ月前までに申告しなければならない。

(会員種別)

第2条 医療法人等同一の経営母体とみなされる複数の医院(分院を含む)の院長(責任者)はすべて正会員として入会しなければならない。新規開設の場合も同様である。

(県歯、日歯への入会)

第3条 前条における各医院(分院を含む)の院長(責任者)は個人として静岡県歯科医師会、日本歯科医師会に入会しなければならない。

(他地域の分院)

第4条 第2条における複数の医院(新規開設医院も含む)が他県、他郡市にわたる場合はすべて当該地区歯科医師会に入会しなければならない。

(退会)

第5条 第2、3、4条の条件を満たさなくなった場合、同一経営母体下の院長（責任者）はすべて退会とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の変更は総会の承認を必要とする。

附 則

1. 本規定は、平成26年3月30日より施行する。